

○茨城県立医療大学助産学専攻科研究生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学学則（平成6年茨城県規則第108号。以下「学則」という。）第55条の規定に基づき、助産学専攻科研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究生)

第2条 この規程において、「研究生」とは、特定の研究課題について指導教員の指導の下に研究を行う者をいう。

(入学の時期)

第3条 研究生の入学時期は、原則として学期の初めとする。

(入学資格)

第4条 研究生の入学資格は、第15条の助産学専攻科研究生募集要項において定める。

(入学の志願)

第5条 研究生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書に所定の書類及び茨城県立医療大学授業料等徴収条例（平成6年茨城県条例第51号。以下「条例」という。）第2条による入学検定料を添えて、学長の指定した期限内に入学を願い出なければならない。

(入学者の選考等)

第6条 学長は、学務委員会の審議を経て提出された資料に基づき、教授会の意見を聴いて合格者を決定するものとする。

2 学長は、前項の合格者が指定の期日までに所定の書類を提出し、条例第2条に定める入学料を納付した場合には、入学を許可するものとする。

(研究期間)

第7条 研究期間は、入学を許可された当該年度内とする。ただし、引き続き研究を希望する者は、この期間を更新することができるものとする。

2 研究期間の更新を希望する者は、研究期間更新の理由を記載した書類を添えて、次条に定める指導教員を経て、学長に更新を願い出なければならない。

3 学長は、教授会の意見を聴いて研究期間の更新を許可することができる。

(指導教員)

第8条 学長は、教授会の意見を聴いて、指導教員を指定する。

(授業の聴講)

第9条 研究生は、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、講義・実習

等の授業を聴講することができる。ただし、単位を取得することはできない。

(施設等の使用)

第10条 研究生は、指導教員及び施設管理責任者の承認を得て、学内の施設及び設備を使用することができるものとする。

(研究報告等)

第11条 研究生は、研究期間終了時に、研究成果の概要等を記載した研究報告書を指導教員を経て学長に提出しなければならない。

2 研究が終了したときは、学長は、研究生の申請により所定の証明書を交付することができる。

(授業料等)

第12条 研究生は、入学又は更新した日の属する月から当該年度末までにかかる授業料の全額を納付しなければならない。

(実験及び実習費用)

第13条 実験及び実習に要する費用については、研究生に負担させることができる。

(学則の準用)

第14条 学則第17条、第18条、第42条、第43条第3号及び第47条の規定は、研究生に準用する。

(募集要項)

第15条 研究生を募集するときは、入学志願者の選考及び入学志願の手続きに関する事項を助産学専攻科研究生募集要項として定め、公表するものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定めるものとする。

付則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。